

少量危険物及び指定可燃物に関する運用基準

令和7年3月25日

金沢市消防局

〈第4章〉	指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い<解説>
第30条	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準
第31条	貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第31条の2	貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準
第31条の3	屋外において貯蔵又は取り扱う場合の基準
第31条の3の2	屋内において貯蔵又は取り扱う場合の基準
第31条の4	タンクにて貯蔵又は取り扱う場合の基準
第31条の5	地下タンクにて貯蔵又は取り扱う場合の基準
第31条の6	移動タンクにて貯蔵又は取り扱う場合の基準
第31条の7	貯蔵及び取扱いに係る類ごとに共通する技術上の基準
第31条の8	貯蔵又は取り扱うタンク、配管その他の設備の維持管理
第31条の9	動植物油類の適用除外
第32条	品名又は指定数量を異にする危険物
第33条	指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第2節）
第34条	綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第34条の2	100倍以上の再生資源燃料等の火災予防上有効な措置
第34条の3	基準の特例（第3節）